

議第 22 号

呉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
呉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員定数条例の一部を改正する条例

呉市職員定数条例（昭和 24 年呉市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号中「1, 320 人」を「1, 270 人」に改め、同条第 2 号中「200 人」を「195 人」に改め、同条第 7 号中「137 人」を「130 人」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定員管理の着実な実施を図るため、この条例案を提出する。